○厚生労働省告示第二百三十二号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の六第一項第六号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第八十三条の六第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める年金（平成二十八年厚生労働省告示第八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年五月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

制定文中「第三十六号）」の下に「第八十三条の六第一項第六号及び」を、「並びに」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第八十三条の六第一項第六号並びに」を加える。

○厚生労働省告示第二百三十三号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、平成二十八年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十八年五月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

種類	栽培区域	納付期限
けし耕作者	岡山県美作市 北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市 甲種研究栽培者 長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	平成二十八年八月三十一日 平成二十八年九月三十日 平成二十八年八月三十一日

○厚生労働省告示第二百三十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十八年五月二十六日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
特定非営利活動法人自立支援センターむく	東京都江戸川区小松川一―五―二　トニワンビル三〇五号室	木村　利信	東京都江戸川区小松川一―五―二　トニワンビル三〇五号室

○経済産業省告示第百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効したことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力が失効した届出製造事業者

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
三六三四〇二	平成十六年四月一日	平成二十八年四月二十五日	最大需要電力計等	中国計器工業株式会社	中国計器工業株式会社 広島県安芸郡府中町鶴江二丁目4番6号

○国土交通省告示第七百七十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

第三項の表小松ＩＬＳの項中「064°」を「063°」に、「平成28年５月25日」を「平成28年６月22日」に、「2.5°」を「3.0°」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、「平成28年５月25日」を「平成28年６月22日」に改める部分は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年五月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―576号	不燃性材料	タフレベラー１Ａ株式会社タフ興産	愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目２番18号

○国土交通省告示第七百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年五月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―577号	仕切り甲板（Ａ60級）	タフ　サウンドレスＦＬ	株式会社タフ興産	愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目２番18号

○国土交通省告示第七百七十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年五月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ―36号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り甲板）	タフ　サウンドレスＦＬ	株式会社タフ興産	愛媛県今治市郷新屋敷町５丁目２番18号

○国土交通省告示第七百七十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十八年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　北海道ピリカウタ地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十九年建設省告示第五百八十一号で指定したピリカウタ地すべり地域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域